令和4年12月2日 (令和4(2022)年度第27号)



社会福祉法人 全国社会福祉協議会全 国保育士会事務局

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府 県・指定都市保育士会事務局に送付しています。 〒100-8980 千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル TEL 03-3581-6503 FAX 03-3581-6509 Mail hoikushikai@shakyo.or.jp

https://www.z-hoikushikai.com

■ 全国保育士会会員の皆さまへ 保育所・認定こども園における虐待行為について

この度、保育所・認定こども園において、複数の虐待案件が確認されました。これを受け、全国保育士会より以下のメッセージを発信いたします。

全国保育士会会員の皆さまへ

保育所・認定こども園における虐待行為について

保育士・保育教諭等は、すべての子どもを豊かな愛情のなかで心身ともに健やかに育 てられる存在として、厳しい状況下においても子どもの発達保障に尽力しています。

この度、保育所・認定こども園において、子どもへの虐待が行われていたことが複数 件確認されました。どのような状況であっても虐待は許される行為ではなく、この度の 事案は決して看過できるものではありません。

私たち保育士・保育教諭等は、「子どもの最善の利益」を守る責務を有する専門職であり、そのことに対して大きな誇りを持っています。そうであるからこそ、今一度、自らの倫理観、専門性、役割等を振り返る必要があります。

「全国保育士会倫理綱領」に立ち返り、「保育所・認定こども園における人権擁護の ためのセルフチェックリスト」を活用するなど、一人ひとりの保育士・保育教諭が振り 返るとともに、保育所・認定こども園内においても自園の保育を改めて確認しましょ う。

このようなことが二度と起きないよう、「子どもの最善の利益」を守る保育の提供を お願いいたします。

令和 4 年 12 月 2 日 全国保育士会 会長 村松 幹子

上記のメッセージは、全国保育士会ホームページにおいても発信する予定であり、各 都道府県・指定都市保育士会の会員等へご周知いただきますようお願いいたします。

また、「全国保育士会倫理綱領」および「保育所・認定こども園における人権擁護の ためのセルフチェックリスト」は以下をご参照ください。

■全国保育士会倫理綱領

(全国保育士会ホームページ > 全国保育士会について > 全国保育士会倫理綱領) https://www.z-hoikushikai.com/about/kouryou/index.html

■人権擁護のためのセルフチェックリスト

(全国保育士会ホームページ > 発行書籍・パンフレット等のご案内 > パンフレット・報告書・チラシ)

https://www.z-hoikushikai.com/book/pamphlet.html